



しあわせへの道



令和6年5月発行 第124号
熊取町・熊取町教育委員会・熊取町人権協会



5月1日～7日は憲法週間です

昭和22年5月3日に現在の「日本国憲法」が施行されました。これを記念して、5月3日を憲法記念日、5月1日から7日までの1週間を「憲法週間」としています。

「職業選択の自由」「幸福を追求する権利」「教育を受ける権利」などの基本的人権は、憲法で保障されています。どれもが平等で明るく幸せに生活できる社会を築くために、お互いの人権を尊重し、憲法を守り育てましょう。



部落差別（同和問題）を解消しましょう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込みをはじめ、交際や結婚、また、就職や職場における差別発言等の人権問題が依然として存在しています。


本人の能力や資質とは全く関係なく、人生の大切な時期に同和地区出身という理由だけで差別を受けるとしたら…。部落差別は、差別された人たちに耐えがたい苦痛を与え、人を愛する喜びや働く喜びを奪う許されない行為です。部落差別（同和問題）の解決には、私たちが一人ひとりの問題として捉えて、正しい知識を得ることが重要です。

本町では、平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」等の趣旨を踏まえながら、同和問題解決に向けた啓発活動や講演会の開催などの取組みを推進しています。



法務省のYouTubeチャンネルでは、部落差別(同和問題)に関する啓発動画を公開しています。(動画リンク)

無料相談 特設人権相談窓口を開設します



日時	5月9日(木)午後1時～3時
場所	熊取町役場東館2階相談室
相談員	人権擁護委員

お気軽にご相談ください

■町の相談窓口 女性相談・困難な問題を抱える女性相談含む・電話相談可

場所：熊取町役場東館2階相談室
日時：毎月第1～4木曜日 午後1時～3時
(祝日・年末年始は除く)

- ※1人50分までとさせていただきます。
- ※第1木曜日は女性限定相談日
- ※第1・3・4木曜日は女性相談員による相談
- ※第2木曜日は人権擁護委員による相談

人権・女性活躍推進課 ☎452-1004 (直通)

予約優先
(匿名でも受付しています)



■大阪法務局の人権相談(手紙・電話相談可)

月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

- ①常設相談所(大阪法務局岸和田支局) ☎072-438-6501
- ②みんなの人権110番(全国共通) ☎0570-003-110
- ③こどもの人権110番(全国共通・通話料無料) ☎0120-007-110
- ④女性の人権ホットライン(全国共通) ☎0570-070-810



他にも、インターネット人権相談窓口があります。

←(法務省インターネット人権相談受付窓口ページ)

6月1日は **人権擁護委員の日** です

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の方々で、現在、約14,000人の方が全国の市町村に配置されています。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者救済をしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動をおこなっています。

本町では、次の5名の方々が人権擁護委員として活躍されています。

○人権擁護委員（4月1日現在：敬称略：50音順）
江見 和典 / 大野 廣介 / 阪上 忠弘 /
中 順子 / 西本美加保

『全国一斉特設人権相談』を実施します

「人権擁護委員の日」にあわせ開設します。お気軽にご相談ください。

ご相談は無料、秘密は厳守いたします。

日時 6月3日(月) 午後1時～3時

場所 熊取町役場東館2階相談室

相談員 人権擁護委員



人権擁護委員の活動



人権地域映画会

人権や平和に関する映画会上映後、人権擁護委員の講話を行っています。



社会福祉施設特設相談所

施設へ人権擁護委員が出向いて特設人権相談所を開設し、利用者からの人権相談に応じるとともに、人権に関する映画上映を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

人権擁護委員からのひと言

『唯一無二』のあなたへ

子どもに関する虐待やいじめなどのニュースがなくなることがありません。この原因・背景としては、物質的な豊かさの中での他人への思いやりや人間相互の連帯感の希薄化、家庭におけるしつけの問題など様々なことが複雑にからみあっていると指摘されています。

特に、「しつけ」という名のもとに行われている体罰が児童虐待を正当化する口実になっているとも言われています。そこで、「しつけ」を辞書で調べてみました。漢字で「仕付け・躰」とあり、

- ①礼儀や作法を教えて、身につけさせること。
 - ②縫い物をするとき、縫い目がずれないように、糸であらく縫っておくこと。
- と二つの意味が載っていました。

和裁用語の「仕付け」を調べているうちに、小児科医・内藤寿七郎先生の言葉に行きつきました。「いい子にしようと思うあまり強い糸で子どもの個性をきちきちに縫いつける必要はないのです。しつけ糸のように、優しくゆるやかに根気強く。」

この言葉は親はもちろんのこと、大人が子どもと接するときに必要なことを教えてくれています。子どもはそこにいるだけで価値があります。子どもに自分は「かけがえのない唯一無二」の存在なのだ実感できる環境を作ってやるのが大切なのだと思います。

いつ、いかなるときも「あなたが大切なんだよ」とのメッセージを送り続ける「ひとりのひと」でありたいと思います。

(人権擁護委員：大野廣介)